



—大蔵省資金運用部とは何だったのか— 財投の歴史を振り返る

我が国では、国債の一種である財投債の発行によって調達した資金などを財源として、政策上必要な分野への資金供給を行う、財政投融资（以下「財投」という。）が実施されている。財投は歴史が古く、戦前、戦後を通じて社会資本の整備等に活用されてきたが、その在り方と合わせて、管理・運用体制も何度も見直されてきた。

特に、2001年の財投改革では、大蔵省資金運用部に財源を集中させて一括して運用する仕組みからの転換が図られ、財投に大きな変革がもたらされた。

そこで、本稿では、2001年までの財投の中核ともいえる大蔵省資金運用部に焦点を当てて、財投の歴史を振り返ってみたい。

（概念上の組織としての預金部）

資金運用部について明らかにするために、まずその前身の預金部の歴史を振り返ってみることとしたい。

明治初期、民間金融機関が未発達であったことから大蔵省の下に集まった預金を運用するため、預金規則が1885年に制定された。これに伴い、国庫勘定科目として預金部が設けられ、預金部資金に係る事務は、同規則により設置された大蔵省預金局で取り扱うこととされた。1893年に預金局が廃止されると、事務は主計局、次いで理財局へと引き継がれた。

一方、預金部は、貯蓄債券法（1904年制定）で預金の預入先として法律上規定されて以降¹、勘定科目だけでなく、預金を管理・運用する組織を概念的に表す意味も有することになったとされる。このように、預金の預入先としての概念上の組織である「預金部」に対し、実務は理財局（国庫課）が担うという構図がつけられたのであるが、このことは預金部に関する理解を少々難しくしたといえよう。

（実体組織としての預金部）

明治末期から大正初期にかけて預金部資金は増加した一方、預金部に関する法整備は不十分であり、理財局国庫課だけで事務を扱うことには限界があった。そこで、1925年に預金部預金法が制定され、預金部資金に係る事務を扱う実体組織としての預金部が発足した。1932年には、事務の更なる増加に伴い、大蔵省の外局となった。

しかし、実体組織としての預金部は、戦時中の行政改革の一環として1942年に

¹ 日本勧業銀行ハ貯蓄債券ノ募集金ヲ大蔵省預金部に預入ルヘシ（第7条）

廃止された。終戦後数年間、銀行局に再び預金部が設けられたが、その期間を含めても、実体組織としての預金部の歴史は20年ほどにすぎない。

(概念上の組織としての資金運用部)

戦後、預金部資金は、連合軍総司令部の方針の下、原則国・地方公共団体に対してのみ運用されていたが、戦後復興のための長期資金需要の高まりを背景に、1951年に預金部預金法に代わって資金運用部資金法が制定された。同法では、郵便貯金や年金積立金等の政府資金を資金運用部に統合し一元的運用を図ることが明確にされた。これにより、資金運用部資金の規模は預金部資金に比べてはるかに大きくなった。しかし、郵便貯金・年金積立金の預入先として規定された「資金運用部」も、実体組織を想像させる名称でありながら実体組織ではなく、実務は理財局（当初、資金課）が担っており、これは1925年以前の預金部時代と似た構図であった。

これについて、課組織では資金運用部資金に係る事務を処理できないとの指摘が国会でなされ、政府は、今後更に資金量が膨大になってくれば、部制の設置という問題も起こってくると思う旨、答弁している²。しかし、資金運用部資金の規模は年々拡大していったが、実体組織としての資金運用部が設置されることはなかった。

資金運用部資金は戦後の経済発展に貢献したと考えられるが、資金需要とは関係なく原資が集まり続けたため、財投が肥大化し、運用が非効率的であるとの指摘がなされるようになった。そのため、2001年の財投改革において資金運用部資金法は財政融資資金法に改正され、郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託義務と、資金運用部そのものが廃止された。そして、国債の一種である財投債を発行し、資金需要に応じて金融市場から資金を調達する仕組みに改められた。

(表1) 大蔵省預金部・資金運用部に関する年表

1885年	「預金規則」制定に伴い、勘定科目としての預金部と、預金部資金に係る事務を取り扱う預金局が設置された。
1893年	預金局が廃止された。預金部資金に係る事務は主計局、次いで理財局に引き継がれていった。
1904年	貯蓄債券法が制定され、預金の預入先として法律上明確に「大蔵省預金部」の名称が使用された。
1925年	預金部預金法、大蔵省預金部特別会計法が制定された。実体組織としての大蔵省預金部が設置された。
1932年	預金部官制が制定され、預金部が大蔵省の外局となった。
1942年	預金部官制を廃止し、大蔵省官制を改正して大蔵省資金局が設置された（実体組織としての預金部は廃止）。
1951年	資金運用部資金法、資金運用部特別会計法が制定され、資金運用部が設置された。
2001年	資金運用部資金法が財政融資資金法に改正され、資金運用部は廃止された（財政投融資改革）。

(出所) 財務省理財局「財政投融資レポート2018」、『大蔵省預金部史』（大蔵省理財局資金課、1964年）をもとに筆者作成。

(おわりに)

財投の歴史を振り返ると、財投の規模や、財投に求められる役割に応じて、その管理・運用体制の見直しが行われてきたことが分かる。資金運用部が廃止されて17年が経過し、財投の規模はピーク時に比べて大幅に縮小している。今後の財投に求められる役割と、それにふさわしい管理・運用体制を考える際、財投の歴史を振り返ってみるのは有意義なことではないだろうか。

(財政金融委員会調査室 高田悠平 内線 75189)

² 第13回国会参議院内閣委員会会議録第43号4頁(1952.6.16)